

水道法第20条の水質検査機関として登録を受けました！

平成30年5月8日より。

弊社は、厚生労働大臣より水質検査機関として登録基準に適合していると認められ水道法第20条第3項の規定に基づく登録水質検査機関となりました。これにより水質検査業務を受託できる該当施設の種類が増えました。

登録水質検査機関が行う水質検査。

- ・専用水道の水質検査(特記仕様書に基づく直接契約)

例) 公営住宅などの大型マンション等の水質検査

井戸水:9項目(1回/月)、23項目(1回/3月)、原水37項目(1回/年)、全51項目(1回/年)

水道水:9項目(1回/月)、23項目(1回/3月)

- ・給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に基づく水質検査

例) 増圧直結給水の工事の水質検査

更生工事の履歴なし:4項目

更生工事の履歴あり:使用塗料が明白なら16項目、不明なら44項目

- ・飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査

例) 住宅、事業所などで使用している井戸水の水質検査

11項目(1回/年)、有機化学物質等6項目(1回/年)、全51項目(竣工時、開始時)

- ・簡易専用水道の水質検査(受水槽施設の点検ではありません)

例) 共同住宅、学校などで使用している水道水(タンク水)の水質検査

9項目(1回/年)

水質検査を受託できる区域は決まっています。

水道法では採水から検査に着手しなくてはならない時間が明確に決まっています。そのため全国どこの施設からでも水質検査を受託できるという訳ではありません。弊社の検査区域は「福島県、埼玉県、千葉県、東京都(大島町以外の島しょ部を除く。)、神奈川県及び山梨県」になります。

御社の分析室としてお気軽にご相談ください。

ヒロエンジニアリング株式会社

〒110-0016 東京都台東区台東1-14-11 ヒロキビル

TEL 03-3832-8451 FAX 03-3833-6674

URL <http://hec-35.co.jp>

E-mail hec@lake.ocn.ne.jp

計量証明事業登録 東京都濃度第600号

建築物飲料水水質検査業登録 東京都58水第45号

建築物空気環境測定業登録 東京都63空第140号

ISO/IEC17025:2005 ASNITE 0118T (試験所の国際標準認定)

厚生労働省登録水質検査機関(厚生労働大臣登録第266号)